

付録2 よくある質問 (FAQ)

(1) ベトナムへの進出を考えていますが、まず、どこから情報を入手すれば良いでしょうか？

ベトナムの一般的な投資情報であれば駐日ベトナム社会主義共和国大使館に、中部のダナンに関する投資情報であればダナン駐日代表部で収集が可能です。

■ 駐日ベトナム社会主義共和国大使館 (<http://www.vnembassy-jp.org/ja>)

所在地：〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町 50-11

電話： 03-3466-3313

E-mail： vietnamembassy-japan@vnembassy.jp

■ ダナン駐日代表部 (<http://www.oeri.co.jp/danang/>)

所在地：〒167-0053 東京都杉並区西荻南 1-13-15

電話： 03-6264-3655

(2) ベトナムは世界でも少ない社会主義の国だと思いますが、労務面で気を付けるべき点について、アドバイスをください。

以前は「北部地域はこれまで一度も資本主義による経済基盤を持ったことがない地域であり、農村出身の多くの労働者は会社勤めの経験がないから、まず仕事に対する考え方や意識などから教育する必要がある」と言われていました。しかし、北部地域の社会インフラが整備され、工業団地などに多くの外資系企業が進出したことで、所謂「会社勤めとは…」などの教育の負担感は軽くなっています。

他方、ストライキなどの労働紛争は外資系企業（非日系）でしばしば発生しています。ベトナムの労働法には、法で定められた手続に従って労働者がストライキを行う権利を認めていますが、実際には決められた手順を踏まない違法スト（いわゆる山猫スト）が多いと言われています。

このようなストライキの場合、労働者側の代表者の顔が分かりにくいいため、日本人の代表者も話し合おうとしても打つ手が限られてしまいます。月並みではありますが、日ごろから組合や労働者側との良好な関係構築を図ることが重要です。ある現地進出日系企業は、月1回の誕生会を開催したり、年に1回、社員旅行を企画したりして社員と良好な関係を築いているそうです。また、従業員100名未満のある日系企業では、社内の人間関係を円滑にするために、朝礼・昼会・夕会において社員全員で掃除を行って連帯感を高めているとも聞いています。

(3) ベトナムでは法令、通達が多いと聞きますが、最新情報を把握するにはどうすれば良いでしょうか？

ベトナム語で発出される法令、通達を日本人が把握することは大変です。全てをカバーすることはできませんが、①グローバルに展開している大手監査法人のニュースレターを参考にする、②日本人商工会に入会して情報収集に努める、③ベトナム人の現地スタッフに情報収集を指示する、などの対応が考えられます。

一般的には③の現地スタッフによる情報収集が望ましいのですが、こちらが知りたい内容を本当に正しく伝えているかなどの裏取りをする必要もありますので、やはり①や②を併用するなど、多面的にあたっていくのが現実的だと思います。

(4) ベトナムの税務面の特徴に、「外国契約者税」というものがあると聞いたことがありますが、どのようなものですか？

外国契約者税とは、外国法人や個人（外国契約者）がベトナムの個人または組織と契約などを締結し、ベトナム国内でサービスを実施・提供した際の対価に対して課される税を指します。外国契約者税は法人税と付加価値税（VAT）からなっており、みなし税率で算出された税額を、「ベトナム側当事者（サービスなどの受け手）」が支払うこととなります。

例えば、日本の親会社がベトナムの子会社に対して現地スタッフのトレーニングを提供し、ベトナムの子会社はその対価を親会社に支払う場合の支払額が外国契約者税の対象となります。

みなし税率は、提供する内容によって異なりますが、最大税率は法人税が10%、VATが5%となっています。サービスを受けた側が、提供した側に対価を支払ったのち、10日以内に申告・納税する必要があります。

(5) ベトナムでレストランや小売店を開きたいのですが、外資比率や出店に関する規制にはどのようなものがありますか？

2019年9月時点では、ベトナムでは小売事業や外食（レストラン）事業での外資比率の規制はなく、完全子会社（100%出資）の設立が可能です。ただし、小売店の場合、2013年に一旦緩和した外国企業による小売店の設立条件が、現在では再び厳格になっています。

2018年1月に、ベトナムにおける外資系企業の商品売買活動などに関する商法及び外国貿易管理法の細則を定める政令（Decree09/2018/ND-CP）が公布・施行されました。株式の保有比率に関わらず、外国企業などが直接出資するベトナム企業（外資系企業）が小売店を展開しようとする場合、企業登録証明取得後30日以内に、小売店許可証の申請を行う必要があります。また、1号店の出店にあたっては、①小売店設立の財務計画を有する、②税金の滞納がない、③出店予定地が地域の基本計画に適合している、の三つの条件を満たすことが規定されました。

更に、2店舗目以降の小売店舗の設立にあたっては、関連当局にエコノミック・ニーズ・テスト（Economic Needs Test：ENT）を受ける必要があると規定されました。

2013年4月の商工省の通達「08/2013/TT-BCT」では、このENTを受ける必要がない例外を規定し、「物品取引活動のために計画され既にそのインフラ設備の建設が完了している地域においては、面積が500㎡未満の小売店舗であればENTが適用されない」ことが明示されましたが、2018年の政令により、ENTが免除されるのは、(1)2店舗目の敷地が500㎡未満である、(2)ショッピングモール内にある、(3)コンビニエンスストアまたは小型スーパーマーケットとして指定されていない、の三つの条件を全て満たす場合に限られました。

このような改訂により、特に小型の食品小売店の出店は厳しくなったと言えるでしょう。

(6) ベトナムの小売業での商慣行の特徴を教えてください。

ベトナムでは、メーカーと小売との間の発言力について「メーカーの方がやや強い」と言われています。小売企業が前払いを求められるケースは少なく、決済期間も30～45日とするケースが一般的ですが、中には5日、19日といったケースもあるようです。また、テレビなどのいわゆる黒物家電では「出荷から2週間後に代金支払い」を求められることもあったとの声もありました。

小売店とメーカーの間に限ったことではないですが、ベトナムでは契約書の原本（紙ベース）が重要な役割を果たします。取引先との交渉・やりとりについても、メール文書は証跡にならないので注意してください。例えば、小売店で売れ残った商品をメーカーに返品したり、値引きしたりして売り切ることが実際にはありますが、事前に取り引契約書に値引き販売や返品に係る条件を記載する必要があります。

(7) ベトナムの生活環境（教育、医療、娯楽）を教えてください。

教育面では、ベトナムにはハノイとホーチミンに日本人学校があります。日本人学校は小学1年生から中学3年生が対象です。

（ウェブサイト）

ハノイ日本人学校：<http://www10.schoolweb.ne.jp/swas/index.php?id=4810002>

ホーチミン日本人学校：<http://www.jschool-hcmc.net/>

医療面では、在ベトナム日本大使館のウェブサイト上に、医療情報が掲載されています（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/viet.html>）。このサイトには、ハノイ9件（歯科医療機関は5件）、ホーチミン4件（同2件）、ダナン1件（歯科医療機関の情報なし）の医療機関の住所、連絡先、診療時間及び日本語対応の有無などの情報が記載されています。

ただし、現地調査では、医療の質に対する不安を感じる方も多くいらっしゃいました。特に手術を要するような病気の場合は、日本、シンガポールの病院を勧める意見がほとんどでした。

娯楽に関しては、日本人駐在員の場合はやはりゴルフが多いようです。プレーフィーは地域やコースによって異なりますが、北部ハノイ近郊で13,000～18,000円、南部ホーチミンで15,000円前後であり、プレーフィーの水準はあまり安くはないようです。

食事に関しては、人によって印象が大きく異なりますが、日本食の店舗数や種類は随分増えているようです。ベトナム料理の味付けが日本食と親和性があると感じる方も多く、また、ベトナムには野菜も豊富にあるため、他の新興国と比べると満足されておられる方が多いように思われます。日本食を提供する店舗数は、北部、南部とも増加していますが、中部では日本食を提供する店舗数は限りがあるようです。

交通面では、公共輸送機関が実質的にない点を不満に挙げる声が多く聞かれました。現地に公共バス網はありますが、日本人の駐在員はほとんど利用していません。

(8) ベトナムの治安に関する情報はどこで入手できますか。

全国的な治安・災害・疾病などに関わる安全情報は、基本的に日本国外務省の海外安全ホームページ (http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsपोthazardinfo_015.html#ad-image-0) または在ベトナム日本国大使館 (http://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) ウェブサイトで入手可能です。また、渡航前に外務省のたびレジ (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>) に連絡先を登録しておく、緊急時に情報提供を受けることができます。